

# 小久慈学童たんぽぽクラブ運営規定

## 目 次

第1条	事業の目的	1
第2条	運営の方針	1
第3条	事業所の名称等	1
第4条	職員の職種、員数及び職務の内容	1
第5条	開所している日及び時間	2
第6条	支援の内容	2
第7条	支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	3
第8条	利用定員	3
第9条	通常の実業の実施地域	3
第10条	入所資格及び決定	4
第11条	事業の利用に当たっての留意事項	4
第12条	退所	4
第13条	緊急時等における対応方法	5
第14条	非常災害対策	5
第15条	苦情への対応	5
第16条	個人情報の保護	5
第17条	虐待の防止のための措置に関する事項	6
第18条	責任の所在	6
第19条	その他事業の運営に関する重要事項	6

## 第1条 事業の目的

小久慈学童たんぽぽクラブ父母の会（以下「事業者」という。）が運営する小久慈学童たんぽぽクラブ（以下「事業所」という。）において実施する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

## 第2条 運営の方針

事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

2 事業者は、利用者の人権に十分に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう務めるものとする。

4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう務めるものとする。

5 前4項のほか、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月19日久慈市条例第25号）その他の関係法令等を順守し、事業を実施するものとする。

## 第3条 事業所の名所等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小久慈学童たんぽぽクラブ
- (2) 所在地 久慈市小久慈町第21地割42番7

## 第4条 職員の職種、員数及び職務の内容

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 3～5名

放課後児童支援員は、利用者への支援の提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品の安全管理を行う。

- (2) 補助員 若干名

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

- (3) 事務員 1名

事務員は、学童運営に必要な申請事務等及び事業者より依頼、指示された業務を行う。また、事務員は利用者の状況に応じて支援員補助を兼務する場合がある。

## 第5条 開所している日及び時間

事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

### (1) 開所日

ア 月曜日から土曜日までとする。

イ 開所日数は1年につき250日以上とする。

### (2) 開所時間

ア 小学校の授業の日

午後0時00分から午後7時00分まで

イ 土曜日、学校行事等に伴う振替休日、長期休業期間

午前7時30分から午後7時00分まで

### (3) 年間閉所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 8月13日から16日までの日

エ 12月29日から翌年の1月3日までの日

オ 学校行事（運動会・学習発表会）の日

2 事業者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

## 第6条 支援の内容

事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情操の安定を図ること。

(2) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

(3) 子どもの宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な助言を行うこと。

(4) 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

(5) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

(6) 利用者及びその保護者の親睦事業

(7) 子育て相談

(8) その他放課後における子供の健全育成上必要な活動を行うこと。

## 第7条 支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり1年間継続して利用の場合は、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。尚、長期休暇のみ利用については別に定める。

(1) 入会金 一人当たり 年額 5,000円  
入会金は、事業所に初めて入所する利用者につき徴収する。(長期のみ利用の場合は別に定める)

(2) 保育料

ア 1年生から2年生まで	一人当たり	月額	9,000円
イ 3年生	一人当たり	月額	8,500円
ウ 4年生	一人当たり	月額	6,000円
エ 5年生から6年生まで	一人当たり	月額	5,000円

ただし、一人親家庭の場合は、保育料月額から2,000円を減額する。(一人親ではない状況になった場合は、その事実が分かった翌月から通常の保育料となる)  
また、同一世帯から2人以上の利用者が入所している場合は、2人目以降の保育料について、保育料月額から2,000円を減額する。

(3) おやつ代 保育料に含まれる

(4) 学童保育誌購入費 一世帯当たり 月額 360円

(5) 父母会費 一世帯当たり 年額 2,000円

(6) 傷害保険料 一人当たり 年額 800円

2 前項に規定する費用の他、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

3 第1項及び第2項の費用は、事業者が指定する日に、利用者の保護者が集金袋を手渡しする方法により納付するものとする。

4 事業者は、第3項により支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し速やかに交付するものとする。ただし、集金袋に受領印を押印することで、これに代えることができる

## 第8条 利用定員

事業所の利用定員は、45名とする。

## 第9条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、久慈市立小久慈小学校区とする。

## 第10条 入所資格及び決定

入所資格は、この規定で別に定める事項のほか、原則として次に該当する者とする。

(1) 保護者が労働等により昼間家庭にいないものの他、特別の事情のため家庭で児童の世話ができない者。

(2) 前号に該当する者で、帰宅時のお迎えができる者。

2 事業の利用を希望する児童の保護者は、別に定める入所届により事業者の長に申し込むものとし、事業所の長は正当な理由がない限り、入所を認めなければならない。

## 第11条 事業の利用に当たっての留意事項

事業の利用にあたり、利用者及びその保護者は、次に規定する内容に留意するものとする。

- (1) 利用者が欠席する場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により必ず事業所へ届け出ること。
- (2) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染が発生するおそれがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して利用休止を命ずる場合があること。
- (3) 事業の利用中に、利用者の健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などにより支援を継続することが困難と認められた場合は、利用を中止する場合があること。
- (4) 事業の利用中に、利用者他に他の利用者の迷惑となる行為等が見られた場合は、利用を中止する場合があること。
- (5) 第7条に規定する保育料等の費用の納付をしない場合は、利用を中止する場合があること。
- (6) その他、支援の提供を中止することが適当と認められる場合。
- (7) やむを得ない理由を除き、年度途中の退所については、運営に著しい支障を期す場合がある為行わないこと。

## 第12条 退所

利用者またはその保護者が、次の各号に該当するに至ったときは、退所し、または退所させる場合がある。

- (1) 保護者から退所の申し出があったとき。
- (2) 継続して3か月以上保育料を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) その他、事業所の運営に著しい支障を来す場合。

## 第13条 緊急時等における対応方法

利用者に対する支援の提供を行っている際に、利用者の体調に急変が生じた等の緊急事態及び事故が発生した場合は、別に定める方法により対応するものとする。

2 支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

## 第14条 非常災害対策

事業所は、消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うものとする。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行うこととし、少なくとも年2回以上実施する。

#### 第15条 苦情への対応

事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、事業所内における苦情解決のための手続きを定め、利用者及び職員等に周知するものとする。

2 事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

#### 第16条 個人情報の保護

事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令等を順守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の事業所等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる必要がある場合は、あらかじめ文章により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

#### 第17条 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずる。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

#### 第18条 責任の所在

利用者の故意又は過失のいずれかに関わらず、事業所の利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故以外の事故等による怪我、器物の損壊等の責任は、それに関わる利用者の保護者に所在するものとする。

2 前項に該当する場合、事業所の職員は、事故等の発生状況並びにその後の対応を的確に把握し、保護者に連絡及び説明をしなければならない。

#### 第19条 その他事業の運営に関する重要事項

事業所は、職員の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、

業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後12か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計及び利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、市が定める5年間保存するものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の職員の代表者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

令和元年6月27日 改定(第7条(2)保育料)

令和4年4月 1日 改定(第7条(4)学童保育誌購入費、(5)父母会費)

令和5年4月 1日 改定(第5条(2)開所時間、(3)年間閉所日、  
第7条(5)父母会費)

令和5年10月1日 改定(第7条(2)保育料のただし書き追加)

令和6年4月 1日 改定(第7条1長期休業のみ利用について追加、(2)保育料の  
年度途中の退所の場合について削除、第11条事業の利用  
に当たっての留意事項(7)を追加)

## 長期休暇の利用について

### 1. 保育時間

午前7時30分～午後7時00分

### 2. 休日

祝日及び日曜日

お盆休み（8/13～16日）

正月休み（12/29～1/3日）

### 3. 利用料（各学年の保育料）

保育料・・・5,000円～9,000円/月（おやつ代を含む）

※欠席の場合でも日割り計算は行わない

※ひとり親家庭、兄弟姉妹での利用で2人目以降関する保育料減免は対象外

光熱費・・・・・・・・ 2,000円/回

入会金・・・・・・・・ 5,000円/年（初回のみ1回、継続の場合は徴収しない）

※一度退所して再度申し込みの際は、改めて入会料を支払う

損害保険料・・・・ 800円/年

※休み中に行った行事に係る費用はその都度集金とする。

### 4. 保育料支払い日

利用月の月末に集金

### 5. 定員

利用人数が定員を超える場合には、断る場合がある。

### 6. 申し込み方法

4月末までに、長期のみの希望の申し込み用紙と入会金を学童に提出する。途中退所の場合でも返金はしない。新規申込については、利用人数により決定とする。

### 7. その他

休む場合や、その他の連絡方法については、申し込み時に学童のライン登録を行い必ずライン又は電話等により行う。

この規定は、令和6年4月1日より施行とする。